

1 現 状

児童館・児童クラブは、事業開始から30年以上が経過し、「地域のこどもは地域で見守り育む」という理念のもと、地域の組織に児童館と児童クラブを一体的に運営委託している。

2 課 題

現在の在り方（地域への委託）では、今後継続的な運営ができなくなる可能性が高い

- ①欠員補充が困難（児童厚生員の高齢化）
- ②配慮が必要な児童の利用増加（児童厚生員の質向上が必要）
- ③事務負担増加（勤怠管理、給与支払、統計、申請受付等）
- ④サービスが統一されていない（地域ごとに異なる）
- ⑤連絡体制が脆弱（連絡手段が主に電話、紙のお知らせ）

3 方針

(1) 民間への業務委託

- ① 欠員補充
多様な募集方法、民間のネットワークにより欠員補充が可能
- ② 児童厚生員の質向上
配慮が必要な児童の増加に伴い、トラブルが増加している。
多様な研修・見守りへの集中を可能にし、児童クラブの質の向上を図る。
- ③ サービスの統一
民間のマニュアル、ノウハウを利用しサービスを統一
- ④ ICT活用
児童の入退管理、保護者との連絡、職員の勤怠管理等にICTを活用し、事務負担軽減、利便性向上を図る。

地域との協働体制は維持（地域のこどもは地域で見守り育む）

地域の役割を運営全般から子どもの見守りを中心にして維持する。

(2) 児童等のニーズにより一層対応できる施設へ 児童館 ⇒ 「児童会館（仮称）」に変更

R6.3月議会（上程）_児童館設置条例廃止

※児童館＝市が任意で設置できる施設（児童福祉法第35条第3項）

※児童館設置自治体割合（全国：6割、新潟県：5割）

- 設備要件に縛られない、新たな施設（児童会館）を設置し、児童や保護者のニーズ、地域の実状等に合わせて柔軟かつ迅速に対応
- 職員の身分等
 - ・児童厚生員：業務内容は変更なし。※新たな負担は生じない
 - ・児童館長：責任者としての職を解除し、民間事業者と地域をつなぐ「アドバイザー（仮称）」に就いてもらう予定。

(3) 児童会館と児童クラブの一体的な運営を継続、効率化を図る

- 児童福祉法上、児童館に求められる人員配置の要件が無くなり効率的な人員配置ができる。

(4) 全地域を分割せず、一社へ業務委託

- ①サービスの向上&統一
 - ・見守り（ノウハウ・マニュアル・相談体制 等）
 - ・ICT導入（入退管理・統計 等）
- ②雇用形態（給与・待遇等）の統一
 - ・平等性を保つこと、施設間でのヘルプが可能
- ③スケールメリットを最大化
 - ・経費削減（管理費、ICT等）
 - ・業務負担軽減（管理、契約、支払、調整、統計 等）

(5) 無料の継続

子育て世帯の負担軽減や支援の充実という観点から無料を継続

4 スケジュール

【令和7年度（4月）から新体制スタート予定】

≪ R5年度 ≫

・現状把握、仕様書・プロポーザル準備

≪ R6年度 ≫

- ・業者選定 ※プロポーザル
- ・債務負担行為（9月補正）※3～5年分
- ・業者委託契約締結（10月）
- ・各児童クラブの現状把握、調整、職員への説明